

教員免許更新制マニュアル (旧免許状所持者用)

平成21年 9 月

兵庫県教育委員会教職員課

目 次

免許更新制について

1 はじめに	1
2 教員免許更新制の概要	
(1) 旧免許状所持者と新免許状所持者	1
(2) 教員免許状の効力について	1
3 修了確認期限について	3
4 免許状更新講習について	
(1) 更新講習の内容について	4
(2) 更新講習の受講について	5
(3) 更新講習の修了認定について	5
(4) 複数の免許を所持している場合の扱い	6

免許状管理簿の作成について（旧免許状所持者）	7
------------------------	---

更新制にかかる手続きについて（旧免許状所持者）

1 各種申請について	10
2 申請書類の提出について（各申請共通）	10
3 更新講習を受講し、更新講習修了確認の申請を行う場合	
(1) 手続きの流れ	12
(2) 申請書の作成	13
4 更新講習受講免除の申請を行う場合	
(1) 手続きの流れ	15
(2) 申請書の作成	16
5 修了確認期限延期の申請を行う場合	
(1) 手続きの流れ	18
(2) 申請書の作成	19
(3) 申請の時期について	20
5 - 2 延期期間変更の申請を行う場合	
(1) 申請の要件について	22
(2) 申請書の作成	22
6 更新講習修了確認期限後確認の申請を行う場合	
(1) 手続きの流れ	25
(2) 申請書の作成	26

手続き完了後の免許管理簿への記入（旧免許状所持者）

- 1 更新講習を受講し、更新講習修了確認の手続きを行った場合・・・28
- 2 更新講習受講免除の手続きを行った場合・・・30
- 3 修了確認期限延期の手続きを行った場合・・・33
- 4 延期期間変更の手続きを行った場合・・・37
- 5 更新講習修了確認期限後確認の手続きを行った場合・・・37

Q & A・・・38

資料

- 1 様式集（旧免許状所持者用）
- 2 教員免許状管理簿様式（旧免許状所持者用）
- 3 修了確認期限一覧表（旧免許状所持者用）

免許更新制について

1 はじめに

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制（以下、「更新制」といいます。）が導入されることになりました。これに伴い、平成21年3月31日以前（更新制導入前）に教員免許状（以下、「旧免許状」といいます。）を取得した者（以下、「旧免許状所持者」といいます。）についても、更新制の基本的な枠組みが適用されることとなります。

この資料は、更新制にかかる事務手続き及び教員免許状管理簿の作成方法を理解していただくために作成したものです。

2 更新制の概要

更新制のもっとも基本的なポイントは次の4つです。

更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。
平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間が付されること。
2年間で30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要となること。
旧免許状所持者にも更新制の基本的な枠組みを適用すること。

（1）旧免許状所持者と新免許状所持者

ア 旧免許状所持者・・・平成21年3月31日以前に発行された教員免許状を所持している方

旧免許状所持者については、平成21年4月1日以降に新たに免許状の授与を受けた場合も、有効期間の定めのない免許状を授与されることとなります。

イ 新免許状所持者・・・平成21年4月1日以降に発行された教員免許状のみ所持している方

（2）教員免許状の効力について

ア 旧免許状所持者

旧免許状および旧免許状所持者が平成21年4月1日以降に授与される免許状には、有効期間は定められませんが、旧免許状所持者には、3ページの表1・2のとおりに、生年月日に応じて最初の「更新講習修了確認期限」（以下、「修了確認期限」といいます。）が定められます。

（ア）更新講習受講義務がある方

下記に該当する方については、修了確認期限の2年2月前から2年間の期間内において免許状更新講習の課程を受講・修了し、修了確認期限までに免許管理者（兵庫県教育委員会）による確認（以下、「更新講習修了確認」といいます。）を受けなければなりません。

教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師）
校長、副校長、教頭、幼稚園の園長、幼稚園の副園長
指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
地方公共団体の職員等で、免許状更新講習に関する規則（兵庫県教育委員会規則第6号）に定める者

等

これらの方が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合、免許状は自動的に失効します。

ただし、特定の要件に該当する場合には、更新講習の受講免除（以下、「更新講習受講免除」といいます）または更新講習修了確認期限の延期（以下、「修了確認期限延期」といいます）の申請を行うことが可能です。（15～21ページ参照）

申請内容	主な申請事由
更新講習受講免除	・ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導主事等の職にあること
修了確認期限延期	・ 病気休職、育児休業、在外派遣等、やむを得ない事由により更新講習が受講できないこと ・ 保有する最新の免許状の授与の日から、修了確認期限までの期間が10年未満であること

（イ）更新講習受講義務がない方

更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合でも、免許状は失効しませんが、更新講習を受講・修了し、免許管理者による確認（以下、「更新講習修了確認期限後確認」といいます。）を受けるまでは、教育職員になることができません。（25ページ参照）

更新講習受講免除、修了確認期限延期については、申請することができません。

なお、受講義務がない方であっても、下記の方については、通常どおり更新講習を受講し、更新講習修了確認の申請を行うことも可能です。

＜受講義務はないが、更新講習を受講することができる方＞

教員採用内定者
実習助手
寄宿舎指導員
学校栄養職員
認定こども園又は幼稚園を設置する者が設置する保育所等に勤務する
保育士
教育職員に任用され、又は雇用されることが見込まれる者

等

イ 新免許状所持者

新免許状には、有効期間が定められることとなります。

有効期間を更新するためには、有効期限の2年2月前から2年間の期間内において更新講習の課程を受講・修了し、有効期限の2月前までに免許管理者に免許状有効期間更新の申請を行う必要があります。

有効期間更新の手続きを行わずに有効期限を経過した場合、免許状は自動的に失効します。

ただし、特定の要件に該当する場合には、更新講習を受講せずに有効期間更新の申請を行うことや、免許状有効期間延長の申請を行うことが可能です。

3 修了確認期限について

旧免許状および旧免許状所持者が平成21年4月1日以降に授与される免許状には、有効期間は定められませんが、旧免許状所持者には、表1・2のとおり最初の修了確認期限（更新講習の修了確認を受けなければならない期限）が定められます。

(1) 栄養教諭免許状を所持していない場合

旧免許状所持者で、栄養教諭免許状を所持していない方には、表1のとおり生年月日に応じて修了確認期限が割り振られます。

平成23年3月31日時点で56歳以上の方については最初の修了確認期限が割り振られないため、その後更新講習を受講する必要はなく、修了確認等の手続きをしなくても、免許状は生涯有効となります。

ただし、栄養教諭免許状を所持する方については、表2のとおり栄養教諭免許状の授与日に応じて最初の修了確認期限が割り振られ、講習を受講することが必要となりますので注意してください。

教諭、養護教諭等の職にある方でも、栄養教諭免許状を所持している方については、表2のとおり栄養教諭免許状の授与日に応じて最初の修了確認期限が割り振られますので注意してください。

表 1

受講対象者の生年月日			最初の修了確認期限	更新講習受講及び修了確認・受講免除の申請が可能となる期間
S30.4.2～S31.4.1	S40.4.2～S41.4.1	S50.4.2～S51.4.1	H23.3.31	H21.4.1～H23.1.31
S31.4.2～S32.4.1	S41.4.2～S42.4.1	S51.4.2～S52.4.1	H24.3.31	H22.2.1～H24.1.31
S32.4.2～S33.4.1	S42.4.2～S43.4.1	S52.4.2～S53.4.1	H25.3.31	H23.2.1～H25.1.31
S33.4.2～S34.4.1	S43.4.2～S44.4.1	S53.4.2～S54.4.1	H26.3.31	H24.2.1～H26.1.31
S34.4.2～S35.4.1	S44.4.2～S45.4.1	S54.4.2～S55.4.1	H27.3.31	H25.2.1～H27.1.31
S35.4.2～S36.4.1	S45.4.2～S46.4.1	S55.4.2～S56.4.1	H28.3.31	H26.2.1～H28.1.31
S36.4.2～S37.4.1	S46.4.2～S47.4.1	S56.4.2～S57.4.1	H29.3.31	H27.2.1～H29.1.31
S37.4.2～S38.4.1	S47.4.2～S48.4.1	S57.4.2～S58.4.1	H30.3.31	H28.2.1～H30.1.31
S38.4.2～S39.4.1	S48.4.2～S49.4.1	S58.4.2～S59.4.1	H31.3.31	H29.2.1～H31.1.31
S39.4.2～S40.4.1	S49.4.2～S50.4.1	S59.4.2～	H32.3.31	H30.2.1～H32.1.31

(2) 栄養教諭免許状を所持している場合

栄養教諭免許状のみ所持している方、または栄養教諭免許状とそれ以外の旧免許状をあわせて所持している方には、栄養教諭免許状の授与日に応じて表2のとおり修了確認期限が割り振られます。

表 2

栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限	更新講習受講及び修了確認・受講免除の申請が可能となる期間
H18.3.31以前	H28.3.31	H26.2.1～H28.1.31
H18.4.1～H19.3.31	H29.3.31	H27.2.1～H29.1.31
H19.4.1～H20.3.31	H30.3.31	H28.2.1～H30.1.31
H20.4.1～H21.3.31	H31.3.31	H29.2.1～H31.1.31

< 修了確認期限等の例 >

昭和33年12月20日生まれで、栄養教諭免許状を所持しない方
生年月日に基づいて、表1で最初の修了確認期限を確認してください。

- 最初の修了確認期限 ... 平成26年3月31日
- 免許状更新講習受講および修了確認・
受講免除の申請が可能となる期間 ... 平成24年2月1日～平成26年1月31日
- 修了確認期限延期申請が可能である期間 ... 平成26年1月31日まで

昭和29年6月18日生まれで、平成19年10月31日に栄養教諭免許状を授与された方
栄養教諭免許状の授与年月日に基づいて、表2により最初の修了確認期限を確認してください。

- 最初の修了確認期限 ... 平成30年3月31日
- 免許状更新講習受講および修了確認・
受講免除の申請が可能となる期間 ... 平成28年2月1日～平成30年1月31日
- 修了確認期限延期申請が可能である期間 ... 平成30年1月31日まで

平成23年3月31日時点で56歳以上の方であっても、栄養教諭免許状を所持している方については、**栄養教諭免許状の授与年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます**ので注意してください。

昭和40年9月12日生まれで、栄養教諭免許状を所持しない方
栄養教諭免許状を所持しない方については、生年月日に基づいて、表1で最初の修了確認期限を確認してください。

- 最初の修了確認期限 ... 平成23年3月31日
- 免許状更新講習受講および修了確認・
受講免除の申請が可能となる期間 ... 平成21年4月1日～平成23年1月31日
- 修了確認期限延期申請が可能である期間 ... 平成23年1月31日まで

最初の修了確認期限が平成23年3月31日となる方については、免許状更新講習受講及び修了確認・受講免除の申請が可能となる期間は、平成21年4月1日～平成23年1月31日となります。

4 免許状更新講習について

(1) 更新講習の内容について

更新講習の内容は次の2つに分けられます。

事 項	内 容	時間数
教職についての省察並びに 子どもの変化、教育施策の 動向及び学校の内外におけ る連携協力についての理解 に関する事項（以下、「教育 の最新事情に関する事項」 といいます。） 「必修領域」と表記され ることもあります	すべての教員に共通する事項を扱う ものです。具体的には、「教職につ いての省察」「子どもの変化につ いての理解」「教育施策の動向につ いての理解」「学校の内外での連携協 力についての理解」を主な内容とし ます。	12時間以上
教科指導、生徒指導その他 教育の充実に関する事項 「選択領域」と表記され ることもあります。	学校種、教科種などに応じた内容を 扱うものです。各教科の指導法やそ の背景となる専門的内容、生徒指導 等、幼児・児童・生徒に対する指導 力に係る各論的な内容を中心に扱 います。	18時間以上

(2) 更新講習の受講について

更新講習は基本的に大学が中心となって開設します。したがって、受講する場合は、各人で受講する講習を選択し、受講料を支払うなど、大学等の講習開設者に直接申し込む必要があります。また、更新講習は、出身大学や教職課程を履修した大学以外で受講することや、通信制による受講、県外の大学で受講することも可能です。

更新講習受講の留意点

更新講習は大学によって様々な方式、日程で開講される予定です。従って、受講対象者は、今後、文部科学省ホームページなどで公表される更新講習開設状況に十分に留意し、必要な講座を選択し、受講していくこととなります。

(文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/)

また、兵庫県内の大学等の更新講習開設状況については、今後、県内大学等からの更新講習開設申請が文部科学省で認定され次第、県教委からも情報提供していきます。

具体の申込に際しては、大学のホームページ等で講習内容、対象者、日程、申込方法等を確認の上、申込みを行ってください。なお、申込方法は、大学によって異なりますが、インターネットにより仮申込（先着順）を行った後、郵送等で受講申込書を送付するケースが多くなることが想定されますので、申込み受付期間等については十分に留意してください。

更新講習のうち、「教育の最新事情に関する事項」に係る講習（必修領域：12時間のセットで開講）は、全教員が受講対象となりますが、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」に係る講習（選択領域：6時間、12時間、18時間のいずれかで開講）については、受講対象者が限定されるケース（例：養護教諭のみ対象、小学校教諭のみ対象等）がありますので、留意してください。

県立学校及び県費負担教員等が勤務日等に更新講習を受講又は修了認定試験を受験する場合の服務は「職専免」となります。

(3) 更新講習の修了認定について

大学等の講習開設者は、文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について適切な理解が得られていることが修了認定試験において認められた場合、更新講習の修了認定を行い、修了（履修）証明書を発行します。

複数の大学等で更新講習を受講した場合は、それぞれの大学等で履修認定が行われます。

なお、試験の方法は択一式、論述式その他筆記試験、模擬授業の採点その他実技試験及び口頭試験等の方法で行われ、試験に要する時間は、通常は更新講習の時間に含まれます。

(4) 複数の免許を所持している場合の扱い

複数の免許を所持している場合の修了確認期限、更新講習の受講等の扱いについては、以下のとおりとなります。

		旧免許状所持者	新免許状所持者
有効期間・修了確認期限		・免許保有者ごとに<u>修了確認期限</u>が定められる。 ・免許状に有効期間は定められない。 旧免許状所持者が平成21年度以降、新たに免許状の授与を受けても、その免許状には有効期間を付さない。 ・最も遅く授与された免許状の授与から10年後まで、<u>申請により修了確認期限を延期することができる。</u>	・免許状ごとに<u>有効期間</u>が定められる。 複数の免許状を所持する場合、その有効期間は、最後に授与された免許状を基準とし、最も遅く満了となる有効期間に統一される。
受講すべき講習	必修領域	必修領域については、全ての免許状に共通した内容となるため、複数の免許状を所持している場合も、12時間受講すればよい。	
	選択領域	申請者の、現在の「職」(教諭・養護教諭・栄養教諭)に対応した講習を受講する。	更新しようとする「免許状の種類」(教諭・養護教諭・栄養教諭)に対応した講習を受講する。
	受講すべき講習の具体例	現在の職：小学校教諭所持免許状： ・小学校教諭免許状 ・栄養教諭免許状 ↓ ・必修領域 12時間 ・選択領域(教諭対象)18時間 計30時間	現在の職：小学校教諭所持免許状： ・小学校教諭免許状 ・栄養教諭免許状 ↓ ・必修領域 12時間 ・選択領域(教諭対象)18時間 ・選択領域(栄養教諭対象)18時間 計48時間 または ・必修領域 12時間 ・選択領域(教諭・栄養教諭対象) 18時間 計30時間

免許状管理簿の作成について（旧免許状所持者）

教員免許更新制の導入に伴い、各学校において所属職員の免許状更新講習の受講期間および免許状の修了確認期限等を把握し、円滑に更新手続きを行っていただくため、免許状管理簿の様式を作成しました。

各学校長にあっては、下記の作成要領により所属教職員の免許状管理簿を作成し、免許状又は授与証明書の写しとあわせて学校において保管・管理するとともに、管理簿の写しを当該教職員に配付し、更新講習の受講漏れや、免許更新にかかる各種申請手続漏れがないよう、修了確認期限等を周知願います。

また、新規採用者については新たに作成するとともに、職員が異動する際には、新所属に管理簿を送付するようお願いいたします。

1 表面

項 目	留 意 事 項
職員コード印	正規職員のみ記入してください。
生年月日	正確に記入してください。
氏名	現在の氏名を記入してください。
本籍地	現在の本籍地を記入してください。
旧氏名	旧氏名で取得した免許状がある場合、記入してください。
旧本籍地	旧本籍地において取得した免許状がある場合、記入してください。
免許状番号	免許状を確認し、「年度」「種類」「番号」に分割して正確に記入してください。 (例) <u>昭 6 0</u> <u>高一普</u> <u>第 1 2 3 4 号</u> 年 度 種 類 番 号 <u>平 1 5</u> <u>小一</u> <u>め第 5 6 7 8 号</u> 年 度 種 類 番 号
免許状の種類	免許状を確認し、正確に記入してください。 免許状に記載されている内容を <u>そのまま転記</u> してください。 同一校種の免許状を複数（専修、一種、二種）所持している場合 、それぞれ異なる免許状として扱われますので、 <u>必ずすべての免許状について記入</u> していただくよう願います。 (例) ・大学卒業時に中学校教諭二種免許状を取得 ・採用後に中学校教諭一種免許状を取得 必ず両方(一種及び二種)の免許状について記入 臨時免許状、学校図書館司書教諭・保育士等の免許状は更新制の対象外 ですので、記入しないでください。
教科又は領域	中学校・高等学校・特別支援学校自立教科・盲学校自立教科・聾学校自立教科・特別支援学校自立活動・盲学校自立活動・聾学校自立活動・養護学校自立活動教諭 ... 教科を記入 特別支援学校教諭 ... 領域を記入 そのほかの免許状 ... 記入不要
授与権者名	都道府県名のみ記入してください。
授与年月日	免許状を確認し、正確に記入してください。
所属長確認欄	所属長が、管理簿に記入された内容と、免許状又は授与証明書に記載されている内容とを照合確認のうえ、押印してください。

免許管理簿作成後に新たに免許状を取得した場合には所属長に申し出て、取得した免許状に関する情報を管理簿に記入してください。

[記入例 1]

教員免許状管理簿				(旧免許状所持者用)			
				(平成20年11月10日作成)			
職員 コード印	9:9:9:9:9	ヒョウゴ ハナコ	本籍地	生年月日			
			兵庫県 (都道府県名又は国籍のみ)	昭和 52年 9月 15日 平成			
氏名	ヒョウゴ 兵庫	ハナコ 花子	※旧氏名で取得した免許状がある場合、記入する。				
改氏名			※旧本籍地において取得した免許状がある場合、記入する。				
			旧氏名	オオサカ 大阪	ハナコ 花子		
			旧氏名				
			旧本籍地 大阪府				
			旧本籍地				
同一校種の免許状を複数持っている場合、必ずすべて記入する							
免許状番号			免許状の種類	教科又は領域	授与権者名	授与年月日	所属長 確認欄
年度	種類	番号					
平11	高一	め第999号	高等学校教諭 一種免許状	英語	京都府	昭和 12年 3月 3日 平成	印
平14	高専	第999号	高等学校教諭 専修免許状	英語	兵庫県	昭和 14年 4月 1日 平成	印
平20	特支二	第999号	特別支援学校教諭 二種免許状	知的・肢 体病弱	兵庫県	昭和 20年 4月 1日 平成	印

[記入例 2]

教員免許状管理簿				(旧免許状所持者用)			
				(平成20年11月11日作成)			
職員 コード印	9:8:7:6:5:4	キョウショク ジロウ	本籍地	生年月日			
			兵庫県 (都道府県名又は国籍のみ)	昭和 40年 8月 12日 平成			
氏名	キョウショク 教職	ジロウ 次郎	※旧氏名で取得した免許状がある場合、記入する。				
改氏名			※旧本籍地において取得した免許状がある場合、記入する。				
			旧氏名				
			旧氏名				
			旧本籍地				
			旧本籍地				
免許状に記載されている免許状の種類をそのまま転記する							
免許状番号			免許状の種類	教科又は領域	授与権者名	授与年月日	所属長 確認欄
年度	種類	番号					
昭62	小ニ普	第6号	小学校教諭 二級普通免許状		大阪府	昭和 63年 3月 3日 平成	印
昭62	中ニ普	第6号	中学校教諭 二級普通免許状	国語	大阪府	昭和 63年 3月 3日 平成	印
平10	中一	第9号	中学校教諭 一種免許状	国語	兵庫県	昭和 10年 4月 1日 平成	印

2 裏面

項 目		留 意 事 項
職員コード印		正規職員以外は氏名のみ記入してください。
氏名		現在の氏名を記入してください。
1 当 初 の 修 了 確 認 期 限	修了確認 期限	初回 ... 表 1、2 により最初の修了確認期限を確認し、記入してください。 2 回目以降 ... 「更新講習修了確認証明書」または「免許状更新講習免除証明書」に記載された、次回の修了確認期限を記入してください。
	更新講習受 講及び修了 確認・受講 免除の申請 が可能とな る期間	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請は、修了確認期限の2年2 月前から2月前までの期間のみ可能となります。(平成23年3月31日が修了 確認期限の方については、平成21年4月1日～平成23年1月31日までの期 間となります。)
	所属長確認 欄	上記の2項目について内容を確認し、所属長が押印してください。

[記入例]

職員コード印		生年月日		(1)
999999	ヒョウゴ ハナコ	昭和 平成	54年9月15日	
1 当初の修了確認期限				
修了確認期限	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ※1	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)	
平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	印	修了確認 受講免除 延期	→「3 修了確認 ・免除申請」へ →「2 延期申請」へ

更新制に係る手続きについて（旧免許状所持者）

- 1 各種申請について
免許更新制に係る各種申請は下記のとおりです。

申請の内容	対象者・申請期間
更新講習修了確認の申請	対 象 者：更新講習修了者 申請期間：修了確認期限の2年2月前から2月前の間
更新講習受講免除の申請	対 象 者：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導主事等の職にある方 等 申請期間：修了確認期限の2年2月前から2月前の間
更新講習修了確認期限延期の申請	対 象 者：病気休職、育児休業、在外派遣等、やむを得ない事由により更新講習が受講できない方 等 申請期間：修了確認期限の2年前まで
更新講習修了確認期限後確認の申請	対 象 者：更新講習の受講義務がない方で、修了確認期限後に更新講習を修了した方 申請期間：最初の履修・修了認定から2年2月以内に行うことが必要です。

- 2 申請書類の提出について（各申請共通）

- （1）提出方法

各所属長で各申請書をチェック、とりまとめの上、県教委教職員課制度・免許係宛に送付してください。市町組合立学校、市町組合教育委員会分については、市町組合教育委員会で管内の学校、市町組合分を集約の上、県教委教職員課制度・免許係宛に送付してください。

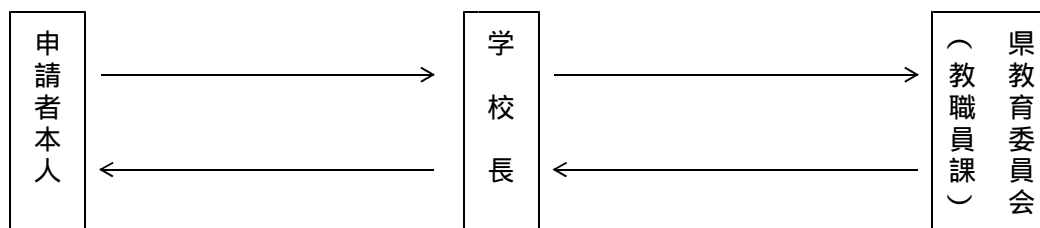
なお、県立学校、市町組合教育委員会等で、教育事務所を経由するなど、県教委教職員課とのメール便等が利用可能な所属は、メール便で提出することとし、返信用封筒は省略可とします。

- （2）提出時期

原則として、毎月末を県教育委員会教職員課への提出締切りとします。

- （3）提出書類の流れ

- ア 県立学校の場合



申請者本人が学校長に申請書を提出する。

学校長が申請書をチェック、所属教員分をとりまとめて、県教育委員会（教職員課）に提出する。

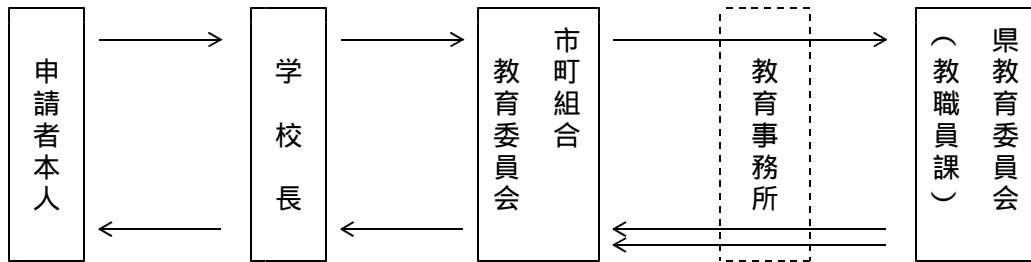
学校長は教員免許状管理簿に申請内容等を記入する。

県教育委員会（教職員課）が申請書を締切日以後順次確認、処理の上、証明書を学校長宛に送付する。

学校長が申請者本人に証明書を手渡す。

学校長は教員免許状管理簿を確認の上、所属長確認欄に押印し、申請者の修了確認等を確認する。

- イ 市町立学校の場合



申請者本人が学校長に申請書を提出する。

学校長が申請書をチェック、所属教員分をとりまとめて、市町組合教育委員会が別途定める締切までに、市町組合教育委員会へ提出する。

学校長は教員免許状管理簿に申請内容等を記入し、所属教員が漏れなく修了確認を終えるように確認する。

市町組合教育委員会が管内学校の申請書を取りまとめの上、県教育委員会（教職員課）へ提出する。

県教育委員会（教職員課）の提出締切に合わせ、管内の学校に対して申請書の提出締切等の調整を行う。

県教育委員会（教職員課）が申請書を締切日以後順次確認、処理の上、証明書を市町組合教育委員会宛に送付する。

県教育委員会（教職員課）が修了確認等の通知を市町組合教育委員会宛に送付する。

市町組合教育委員会が証明書を学校長に送付する。

学校長が申請者本人に証明書を手渡す。

学校長は教員免許状管理簿を確認の上、所属長確認欄に押印し、申請者の修了確認等を確認する。

3 更新講習を受講し、更新講習修了確認の申請を行う場合

(1) 手続きの流れ

表1(3ページ)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(3ページ)を見て確認)してください。



修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間()が、免許状更新講習を受講することができる期間です。



文部科学省や各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項(18時間以上)」については、自らの職に対応した適切な講習を選択する必要があります。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



免許状更新講習を受講し修了認定(履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

修了 ... 30時間以上の講習の課程を受講した場合

履修 ... 30時間の講習の課程の一部を受講した場合

- ・ 30時間の講習の課程を受講 → 30時間の講習の「修了」証明書が発行される

- ・ 12時間の講習の課程と18時間の講習の課程を受講

- 12時間の講習の「履修」証明書 + 18時間の講習の「履修」証明書が発行される

- = あわせて30時間の講習を「修了」したことになる



修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間()が、更新講習修了の申請を行うことができる期間です。この期間内に、修了証明書(もしくは30時間分の履修証明書)を添えて、免許管理者(兵庫県教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請を行います。



免許管理者(兵庫県教育委員会)は、更新講習修了を確認し、「更新講習修了確認証明書」を発行します。これにより、最初の修了確認期限後も引き続き、所持しているすべての普通免許状又は特別免許状が有効となり、教諭等の職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

ただし、平成23年3月31日が修了確認期限の方については、平成21年4月1日から平成23年1月31日の間が、「更新講習を受講することができる期間」及び「更新講習修了確認の申請を行うことができる期間」となりますので注意してください。

(2) 申請書の作成

ア 申請書様式...更新講習修了確認申請書

(教育職員の免許状の授与等に関する規則 様式第18号)

イ 申請書に添付する書類

免許状の写しまたは授与権者が発行する授与証明書

ただし、県立学校、県費負担教職員の場合は、「教員免許状管理簿」を両面コピーし、所属長が原本証明したもので代えることができます。

修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書も添付してください。

更新講習開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書

ウ 手数料...3,300円 (兵庫県収入証紙を申請書に貼付する。)

エ 申請書作成上の注意点

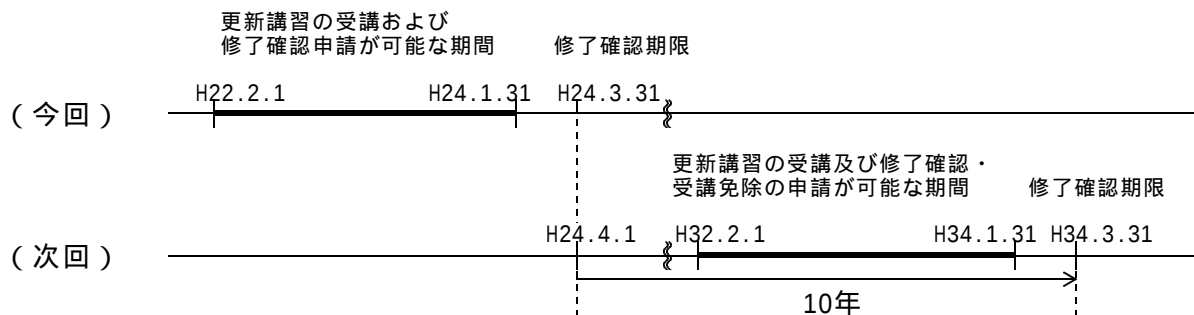
項 目	注 意 点
住所、氏名等	正確に記入してください
免許状の種類	免許状を確認し、正確に記入してください。 免許状に記載されている内容を <u>そのまま転記</u> してください。 <u>同一校種の免許状を複数(専修、一種、二種)所持している場合</u> 、それぞれ異なる免許状として扱われますので、 <u>必ずすべての免許状について記入</u> していただくようお願いいたします。 (例) ・ 大学卒業時に中学校教諭二種免許状を取得 ・ 採用後に中学校教諭一種免許状を取得 <u>臨時免許状、学校図書館司書教諭・保育士等の免許状は更新制の対象外</u> ですので、記入しないでください。
免許状番号	免許状を確認し、正確に記入してください。
授与の年月日	
授与権者名	都道府県名のみ記入してください。
免許状に記載された氏名	免許状を確認し、正確に記入してください。
その他	5 枚以上の免許状を所持している場合には、継続用紙を使用し、全ての免許状について記入してください。

[例 1] 昭和51年 5 月15日を生年月日とする教諭が、更新講習を修了し、更新講習修了確認申請を行った場合

- 修了確認期限 … 平成24年 3 月31日
- 更新講習の受講及び修了確認の申請が可能な期間
… 平成22年 2 月 1 日～平成24年 1 月31日

この期間内に（ 30時間以上の更新講習を受講・修了する
更新講習修了確認の申請を行う
ことが必要です ）

- 次回の修了確認期限
… 今回の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度末
= 平成34年 3 月31日



< 平成23年 3 月31日が修了確認期限の方について >

- 1 更新講習が受講可能な期間
通常、更新講習が受講可能な期間は、修了確認期限の 2 年 2 月前から 2 月前までの 2 年間でありますが、平成23年 3 月31日が修了確認期限の方については、平成21年 4 月 1 日から平成23年 1 月31日までの 1 年10月間となります。
- 2 各種申請が可能となる期間
更新講習修了確認・講習受講免除の申請を行うことができる期間についても平成21年 4 月 1 日から平成23年 1 月31日までの 1 年10月間となります。
- 3 予備講習を受講した方について
平成23年 3 月31日が修了確認期限の方で、予備講習を受講した方については、更新講習受講免除の申請を行うことが可能です。（15ページ参照）
平成20年度中に予備講習の全部（30時間）を受講・修了した方だけでなく、予備講習の一部を受講・履修し、平成21・22年度に不足分の更新講習を受講・履修した方についても、修了確認申請ではなく更新講習受講免除の申請を行っていた だくこととなりますのでご注意ください。
- 4 修了確認期限の延期について
平成23年 3 月31日が修了確認期限の方で、平成22年12月31日までに講習の課程を修了していない方については、申請により修了確認期限を平成23年 5 月31日まで延期することができます。（18ページ参照）
ただし、予備講習を受講した方が修了確認期限を延期した場合には、上記 3 の受講免除申請ができなくなります。

4 更新講習受講免除の申請を行う場合

(1) 手続きの流れ

表1(3ページ)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認
(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(3ページ)を見て確認)してください。



下記の要件に該当する場合は、免許管理者(兵庫県教育委員会)に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。

修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間に下記の要件に該当する方

- ア 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭又は指導教諭の職にある者
- イ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- ウ 更新講習の講師又は講師であった者
- エ 国若しくは地方公共団体の職員又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校もしくは特別支援学校を設置する国立大学法人又は学校法人の役員もしくは職員のうち、上記ア、イに掲げる者に準ずる者として免許管理者(兵庫県教育委員会)が定める者

修了確認期限の10年前～2月前の期間に、学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であって免許管理者(兵庫県教育委員会)が指定したものを受けた者

平成23年3月31日が修了確認期限の方で、予備講習を受講した方

- ・平成20年度において、予備講習を30時間受講・修了した方
- ・平成20年度において、予備講習を30時間未満受講・履修し、平成21・22年度において不足分の講習を受講した方

については、いずれも更新講習受講免除の申請を行っていただくことになります。



各自が免許管理者(兵庫県教育委員会)に更新講習受講免除の申請を行います。



更新講習の受講免除申請を受けた免許管理者(兵庫県教育委員会)が受講免除の認定を行った場合は、申請者に免許状更新講習免除証明書が発行されます。これにより、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされることになります(持っているすべての普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効です。)



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

(2) 申請書の作成

ア 申請書様式...更新講習受講免除申請書

(教育職員の免許状の授与等に関する規則 様式第21号)

イ 申請書に添付する書類

免許状の写しまたは授与権者が発行する授与証明書

ただし、県立学校、県費負担教職員の場合は、「教員免許状管理簿」を両面コピーし、所属長が原本証明したもので代えることができます。

修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書も添付してください。

予備講習を全部又は一部修了し、申請をする者は、予備講習及び21年4月以降の更新講習の履修証明書(申請書下欄への証明者による証明は不要)。

ウ 手数料...3,300円(兵庫県収入証紙を申請書に貼付する。)

エ 更新講習免除対象者であることの証明

平成23年3月31日が修了確認期限の方で、予備講習を受講したことによる申請

... 予備講習及び平成21年4月以降の更新講習の履修証明書を添付する

その他の場合 ... 申請書の下欄に、免除対象者であることの証明を受ける

証明者については、平成21年3月31日付け教教第3326号「教育職員免許状更新講習修了確認等申請手続(旧免許状所持者)について(通知)」別紙3を参照

オ 申請書作成上の注意点

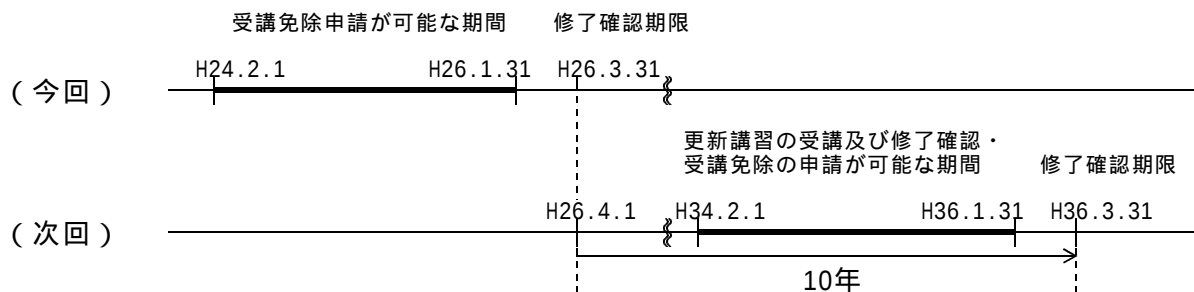
項 目	注 意 点
住所、氏名等	正確に記入してください
免除を受ける事由	免除事由を正確に記入してください 例)・校長の職にあるため
免許状の種類	免許状を確認し、正確に記入してください。 免許状に記載されている内容を <u>そのまま転記</u> してください。 <u>同一校種の免許状を複数(専修、一種、二種)所持している場合</u> 、それぞれ異なる免許状として扱われますので、 <u>必ずすべての免許状について記入</u> していただくようお願いします。 (例)・大学卒業時に中学校教諭二種免許状を取得 ・採用後に中学校教諭一種免許状を取得 <u>臨時免許状、学校図書館司書教諭・保育士等の免許状は更新制の対象外</u> ですので、記入しないでください。
免許状番号	免許状を確認し、正確に記入してください。
授与の年月日	
授与権者名	都道府県名のみ記入してください。
免許状に記載された氏名	免許状を確認し、正確に記入してください。
その他	5枚以上の免許状を所持している場合には、継続用紙を使用し、全ての免許状について記入してください。

[例 2] 昭和33年 7 月20日を生年月日とする教諭が、平成24年 4 月 1 日より教頭となり、更新講習受講免除申請を行った場合

- 修了確認期限 … 平成26年 3 月31日
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間
… 平成24年 2 月 1 日～平成26年 1 月31日

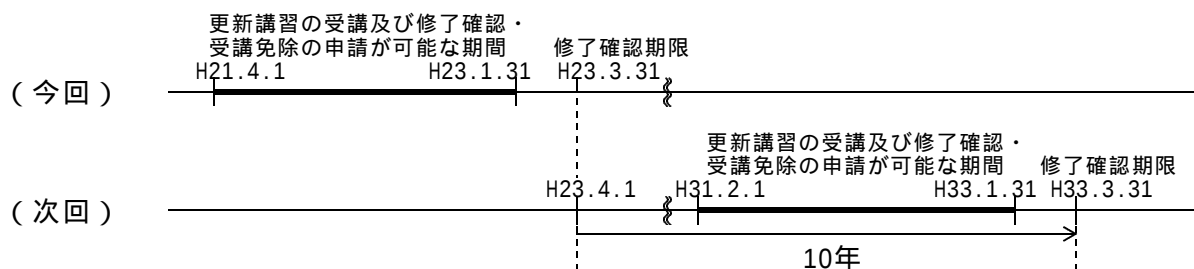
この期間内に免除の要件に該当する場合に、更新講習受講免除の申請を行うことが可能です。
(ただし、申請日現在に免除の要件に該当していることが必要です。)

- 次回の修了確認期限
… 今回の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度末
= 平成36年 3 月31日



[例 3] 昭和40年 8 月12日を生年月日とする教諭が、平成20年度に予備講習を12時間、平成21年度に更新講習を18時間受講し、更新講習受講免除申請を行った場合

- 修了確認期限 … 平成23年 3 月31日
- 更新講習の受講及び修了確認等の申請が可能な期間
… 平成21年 4 月 1 日～平成23年 1 月31日
- 次回の修了確認期限
… 今回の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度末
= 平成33年 3 月31日



5 修了確認期限延期の申請を行う場合

(1) 手続きの流れ

表1(3ページ)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(3ページ)を見て確認)してください。

↓

最初の修了確認期限の2年2月前から2月前までの期間内に、以下のような事項に該当する場合には、修了確認期限を延期することができます。

教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中である場合
心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、病気休暇(引き続き90日以上)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること

地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること

専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること

教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2月未満であること
保有する最新の免許状の授与の日から、修了確認期限までの期間が10年未満であること

平成21年4月1日以降に普通免許状及び特別免許状の授与を受けたこと
初回の修了確認期限が平成23年3月31日である者で、平成22年12月31日までに講習の課程を修了していないこと

その他免許管理者(兵庫県教育委員会)がやむを得ないと認める事由があること

↓

下記の通り、各事由ごとに免許管理者(兵庫県教育委員会)が修了確認期限の延期期間を定めており、該当する方は、修了確認期限の2ヶ月前までに延期したい期間を明示して修了確認期限の延期を免許管理者(兵庫県教育委員会)に申請します。

- (1) 上記 ~ および に該当する場合には、その事由がなくなった日から2年2月以内
- (2) 上記 に該当する場合には、教員となった日から2年2月以内
- (3) 上記 及び に該当する場合には、最新の免許状を授与された日の翌日から10年以内
- (4) に該当する場合には、平成23年5月31日までの範囲

↓

免許管理者(兵庫県教育委員会)が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書が発行されます。

↓

延期後の修了確認期限に基づき、免許状更新講習を受講、修了、諸手続きを行ってください。

免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、**延期の期間によっては、その履修の成果を活用できない場合があります**ので、ご留意の上で延期を申請してください。

(2) 申請書の作成

ア 申請書様式...更新講習修了確認期限延期申請書
(教育職員の免許状の授与等に関する規則 様式第20号)

イ 申請書に添付する書類

免許状の写しまたは授与権者が発行する授与証明書

ただし、県立学校、県費負担教職員の場合は、「教員免許状管理簿」を両面コピーし、所属長が原本証明したもので代えることができます。

修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書も添付してください。

ウ 手数料...1,700円 (兵庫県収入証紙を申請書に貼付する。)

エ 修了確認期限延期の対象者であることの証明

所持する最新の免許状の授与の日から、修了確認期限までの期間が10年未満であることによる申請

... 当該免許状または免許管理簿の写しにより確認する

その他の場合 ... 申請書の下欄に、延期対象者であることの証明を受ける

証明者については、平成21年3月31日付け教教第3326号「教育職員免許状更新講習修了確認等申請手続 (旧免許状所持者) について (通知) 」別紙4を参照

オ 申請書作成上の注意点

項 目	注 意 点
住所、氏名等	正確に記入してください
延期を受ける事由	延期事由を正確に記入してください 例) ・平成23年4月1日～平成25年3月31日 在外派遣 ・平成25年3月31日 小学校1種免許状授与
免許状の種類	免許状を確認し、正確に記入してください。 免許状に記載されている内容を <u>そのまま転記</u> してください。 <u>同一校種の免許状を複数 (専修、一種、二種) 所持している場合</u> 、それぞれ異なる免許状として扱われますので、 <u>必ずすべての免許状について記入</u> していただくようお願いします。 (例) ・大学卒業時に中学校教諭二種免許状を取得 ・採用後に中学校教諭一種免許状を取得 <u>臨時免許状、学校図書館司書教諭・保育士等の免許状は更新制の対象外</u> ですので、記入しないでください。
免許状番号	免許状を確認し、正確に記入してください。
授与の年月日	
授与権者名	都道府県名のみ記入してください。
免許状に記載された氏名	免許状を確認し、正確に記入してください。
その他	4枚以上の免許状を所持している場合には、継続用紙を使用し、全ての免許状について記入してください。

(3) 申請の時期について

原則として、延期の事由となる期間が確定（復職等）した後に延期申請を行うようにしてください。

ただし、延期の事由となる期間中に修了確認期限が到来する場合には、その期限までに必ず延期の申請を行い、さらに延期事由の期間が延長されたことに伴って延期期間を変更する必要がある場合には、更新講習修了確認期限変更の申請を行っていただくことになります。（22ページ参照）

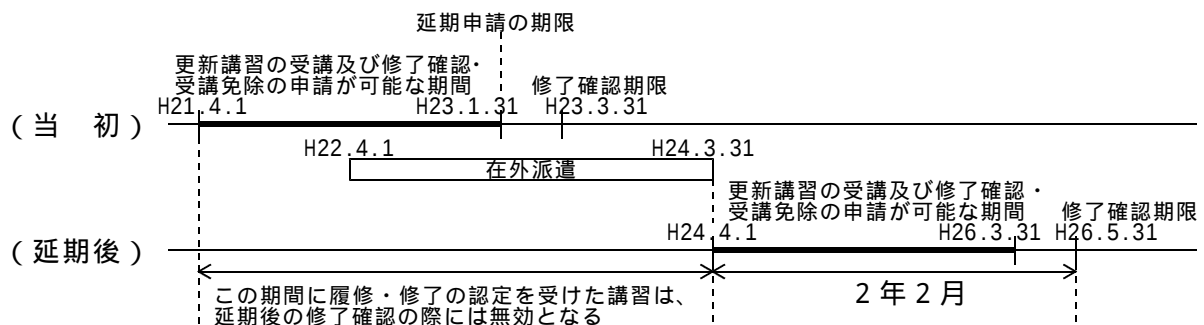
[例4] 昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、平成22年4月1日から平成24年3月31日まで在外教育施設に派遣された場合

<延期前>

- 修了確認期限 ... 平成23年3月31日
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ... 平成21年4月1日～平成23年1月31日
- 修了確認期限延期の申請が可能な期間... 平成23年1月31日まで
- 延期可能な期間 ... 延期の事由がなくなる日（平成24年3月31日）から起算して2年2月の範囲内 = 平成26年5月31日まで延期可能

<延期後>

- 修了確認期限 ... 平成26年5月31日（可能な限り延期した場合）
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ... 平成24年4月1日～平成26年3月31日



この場合、免許状更新講習を受講することができる期間は、延期後の修了確認期限までの2年2月となります。このため、海外派遣前（例えば、平成21年8月）に講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできません。

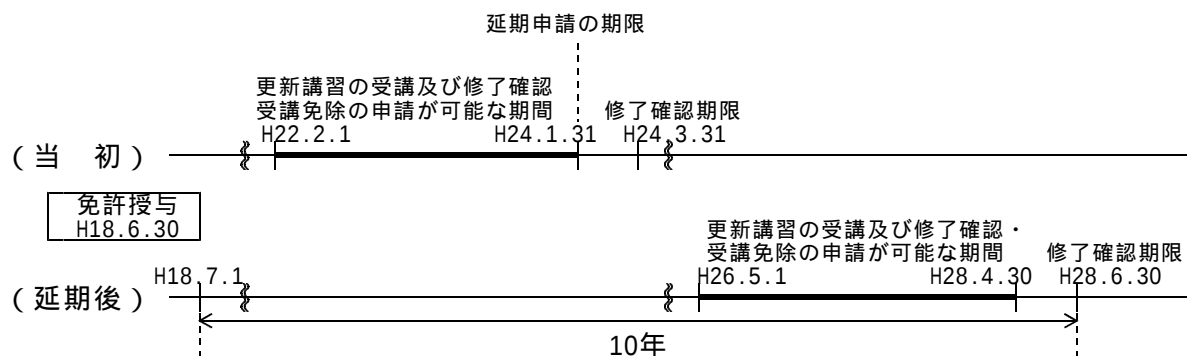
[例5] 昭和41年9月12日を生年月日とする教諭で、高等学校教諭一種免許状(数学)の授与年月日が平成6年3月31日、高等学校教諭一種免許状(情報)の授与年月日が平成18年6月30日である方が、修了確認期限延期申請を行った場合

<延期前>

- 修了確認期限 ... 平成24年3月31日
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ... 平成22年2月1日～平成24年1月31日
- 修了確認期限延期の申請が可能な期間... 平成24年1月31日まで
- 延期可能な期間... 最新の免許状の授与日の翌日（平成18年7月1日）から起算して10年の範囲内 = 平成28年6月30日まで延期可能

<延期後>

- 修了確認期限 ... 平成28年6月30日（可能な限り延期した場合）
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ... 平成26年5月1日～平成28年4月30日



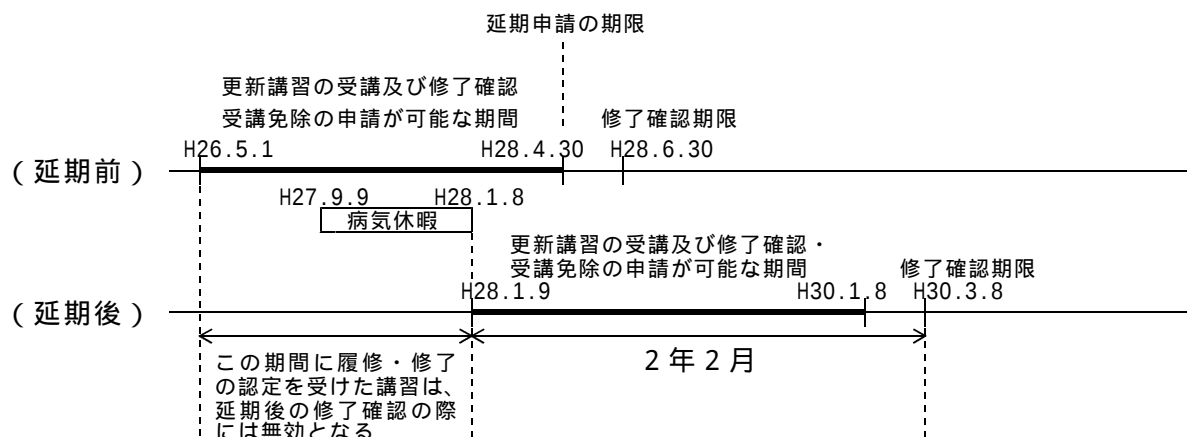
[例6] 上記[例5]の教諭が、平成27年9月9日から平成28年1月8日にかけて病気休暇を取得し、修了確認期限延期申請を再度行う場合

<延期前>

- 修了確認期限 ... 平成28年6月30日
- 更新講習の受講及び修了確認等の申請が可能な期間
... 平成26年5月1日～平成28年4月30日
- 修了確認期限延期の申請が可能な期間... 平成28年4月30日まで
- 延期可能な期間 ... 延期の事由がなくなった日(平成28年1月9日)から起算して2年2月の範囲内 = 平成30年3月8日まで延期可能

<延期後>

- 修了確認期限 ... 平成30年3月8日(可能な限り延期した場合)
- 更新講習の受講及び修了確認等の申請が可能な期間
... 平成28年1月9日～平成30年1月8日



この場合、免許状更新講習を受講することができる期間は、延期後の修了確認期限までの2年2月となります。このため、病気休暇以前に(例えば、平成26年8月に)講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできなくなります。

5 - 2 更新講習修了確認期限変更の申請を行う場合

(1) 申請の要件について

更新講習修了確認期限延期の手続きを行ったのちに、延期の事由が延長となったことにより、延期後の修了確認期限までに更新講習を修了できない場合には、延期期間変更の申請を行うこととなります。

ただし、2回目以降の延期事由が当初の事由と異なる場合および延期事由が継続していない場合には、再度「更新講習修了確認期限延期申請」を行うこととなります。

(対象となる例)

- 在外教育施設への派遣により修了確認期限の延期手続きを行ったのち、派遣期間が延長された場合。

(対象外となる例)

- 育児休業により修了確認期限の延期手続きを行った者が、引き続き病気休職に入った場合。
- 保有する最新の免許状の授与の日から、修了確認期限までの期間が10年未満であることを事由として修了確認期限の延期手続きを行った者が、延期後の修了確認期限前に、さらに新たな免許状を取得した場合。

(2) 申請書の作成

ア 申請書様式...更新講習修了確認期限変更申請書 (24ページ参照)

イ 申請書に添付する書類

免許状の写しまたは授与権者が発行する授与証明書

- ただし、県立学校、県費負担教職員の場合は、「教員免許状管理簿」を両面コピーし、所属長が原本証明したもので代えることができます。
- 修了確認期限延期証明書

ウ 手数料 不要

エ 修了確認期限延期期間変更の対象者であることの証明

申請書の下欄に、延期対象者であることの証明を受ける

証明者については、平成21年3月31日付け教教第3326号「教育職員免許状更新講習修了確認等申請手続 (旧免許状所持者) について (通知) 」別紙4を参照

オ 申請書作成上の注意点

項 目	注 意 点
住所、氏名等	正確に記入してください
延期を受けた事由	前回の申請において延期を受けた事由を記入してください 例) 平成23年4月1日～平成25年3月31日 在外派遣
延期期間の変更を受ける事由	延期期間の変更を受ける事由を正確に記入してください 例) 在外派遣期間延長(平成26年3月31日まで)
免許状の種類	免許状を確認し、正確に記入してください。 免許状に記載されている内容を <u>そのまま転記</u> してください。 <u>同一校種の免許状を複数(専修、一種、二種)所持している場合</u> 、それぞれ異なる免許状として扱われますので、 <u>必ずすべての免許状について記入</u> していただくようお願いします。 (例)・大学卒業時に中学校教諭二種免許状を取得 ・採用後に中学校教諭一種免許状を取得 <u>臨時免許状、学校図書館司書教諭・保育士等の免許状は更新制の対象外</u> ですので、記入しないでください。
免許状番号	免許状を確認し、正確に記入してください。
授与の年月日	
授与権者名	都道府県名のみ記入してください。
免許状に記載された氏名	免許状を確認し、正確に記入してください。
その他	4枚以上の免許状を所持している場合には、継続用紙を使用し、全ての免許状について記入してください。

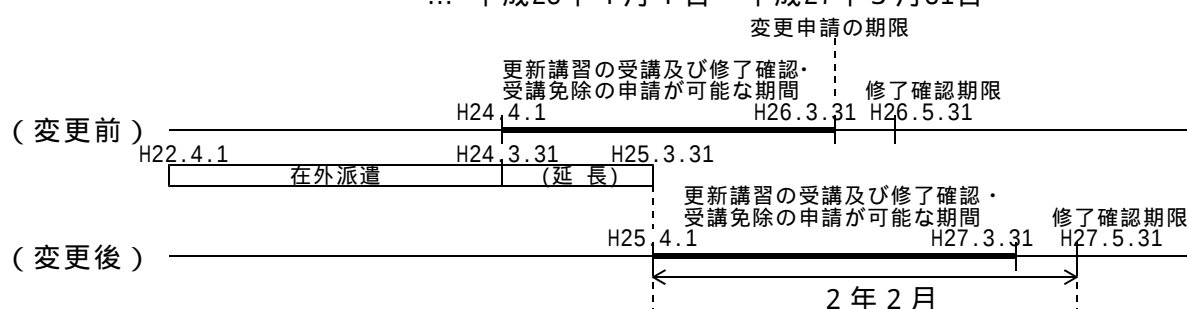
[例7] [例4](20ページ)の教諭が、在外派遣の期間が平成25年3月31日まで延長されたことに伴い、修了確認期限延期期間の変更を行う場合

<変更前>

- 修了確認期限 ... 平成26年5月31日
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ... 平成24年4月1日～平成26年3月31日
- 修了確認期限延期期間変更の申請が可能な期間...平成26年3月31日まで
- 変更可能な期間 ... 延期の事由がなくなる日(平成25年3月31日)から起算して2年2月の範囲内 = 平成27年5月31日まで延期可能

<変更後>

- 修了確認期限 ... 平成27年5月31日(可能な限り延期した場合)
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ... 平成25年4月1日～平成27年3月31日



更新講習修了確認期限変更申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所.....

(ふりがな)

氏 名..... 印

電 話 (.....) - 番.....

生 年 月 日..... 年 月 日生.....

勤務(予定)学校・機関名.....

職 名.....

私は、下記4の免許状を有しており、下記1のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定により、下記2のとおり修了確認期限の延期を受けましたが、このたび下記3の事由により、修了確認期限の延期期間を変更する必要性が生じたので、年 月 日まで延期期間の変更を受けることを申請します。

記

- 1 延期を受けた事由.....
- 2 変更前の修了確認期限..... 年 月 日.....
- 3 延期期間の変更を受ける事由.....
- 4 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

上記の者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当し、また、当該事由の期間が延長されたことに伴い、修了確認期限の延期期間を変更する必要があることを証明します。

年 月 日

証明責任者..... 印

備考 免許状を有することを証する書類(免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回免除されている場合は更新講習免除証明書)等)及び修了確認期限延期証明書を添付してください。

6 更新講習修了確認期限後確認の申請を行う場合

旧免許状所持者のうち、更新講習の受講義務がない方については、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合でも、免許状は失効しませんが、更新講習を受講・修了し、「更新講習修了確認期限後確認」を受けるまでは、当該免許状を資格要件とする教育職員になることができません。

(1) 手続きの流れ

表1(3ページ)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(3ページ)を見て確認)してください。

↓

更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合、そのままでは教育職員になることはできません。

↓

文部科学省や各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項(18時間以上)」については、自らの職に対応した適切な講習を選択する必要があります。

↓

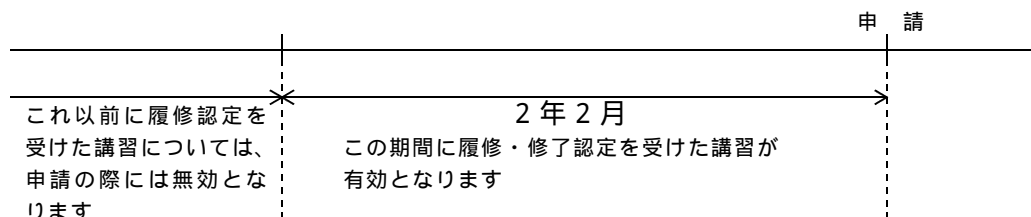
大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。

↓

免許状更新講習を受講し修了認定(履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

↓

申請は、最初の履修・修了認定から2年2月以内に行う必要があります。
申請の2年2月前以前に修了した講習については、申請に含めることはできません。



この期間内に、修了証明書(もしくは30時間分の履修証明書)を添えて、免許管理者(兵庫県教育委員会)に対して更新講習修了確認期限後確認の申請を行います。

↓

免許管理者(兵庫県教育委員会)は、更新講習修了を確認し、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書」を発行します。これにより、所持しているすべての普通免許状又は特別免許状が有効となり、教諭等の職に就くことができることとなります。

↓

次の修了確認期限は、更新講習修了確認期限後確認の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

(2) 申請書の作成

ア 申請書様式...更新講習修了確認期限後確認申請書
(教育職員の免許状の授与等に関する規則 様式第19号)

イ 申請書に添付する書類

免許状の写しまたは授与権者が発行する授与証明書

ただし、県立学校、県費負担教職員の場合は、「教員免許状管理簿」を両面コピーし、所属長が原本証明したもので代えることができます。

修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書も添付してください。

講習開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書

ウ 手数料...3,300円 (兵庫県収入証紙を申請書に貼付する。)

エ 申請書作成上の注意点

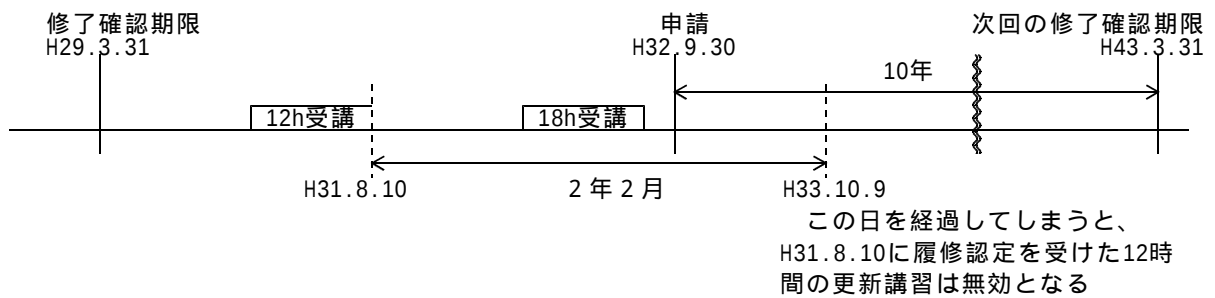
項 目	注 意 点
住所、氏名等	正確に記入してください
免許状の種類	免許状を確認し、正確に記入してください。 免許状に記載されている内容を <u>そのまま転記</u> してください。 <u>同一校種の免許状を複数（専修、一種、二種）所持している場合</u> 、それぞれ異なる免許状として扱われますので、 <u>必ずすべての免許状について記入</u> していただくようお願いいたします。 (例) ・大学卒業時に中学校教諭二種免許状を取得 ・採用後に中学校教諭一種免許状を取得 <u>臨時免許状、学校図書館司書教諭・保育士等の免許状は更新制の対象外</u> ですので、記入しないでください。
免許状番号	免許状を確認し、正確に記入してください。
授与の年月日	
授与権者名	都道府県名のみ記入してください。
免許状に記載された氏名	免許状を確認し、正確に記入してください。
その他	6 枚以上の免許状を所持している場合には、継続用紙を使用し、全ての免許状について記入してください。

[例7] 昭和57年2月17日を生年月日とする実習助手が、平成31年8月10日から平成32年8月25日にかけて更新講習を履修・修了し、更新講習修了確認期限後確認申請を行う場合

○ 修了確認期限 … 平成29年3月31日

既に修了確認期限を経過しているが、講習受講義務がない者であるため、免許状は失効しない

ただし、修了確認期限経過後は、当該免許状を資格要件とする教育職員になることはできない。



○ 次回の修了確認期限

… 確認の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度末

= 平成43年3月31日

手続き完了後の免許管理簿への記入（旧免許状所持者）

更新制にかかる各種申請が行われた際には、所属において申請内容等を確認し、免許状管理簿に必要事項を記入してください。

1 更新講習を受講し、更新講習修了確認の手続きを行った場合

項 目		留 意 事 項
1 当初の修了確認期限	手続きチェック	「修了確認」に○を記入してください。
3 修了確認・免除申請	申請年月日	
	申請内容	「修了確認」に○を記入してください。
	次回修了確認期限	「更新講習修了確認証明書」に記載された、次回の修了確認期限を記入してください。
	所属長確認	記入内容を確認のうえ押印してください。
(継続用紙) 1 当初の修了確認期限	修了確認期限	「更新講習修了確認証明書」に記載された、次回の修了確認期限を記入してください。
	更新講習受講及び修了確認・受講免除の申請が可能となる期間	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請は、修了確認期限の2年2月前から2月前までの期間のみ可能となります。

○ 記入する箇所

[裏 面]

[illegible]

[繼續用紙]

[illegible]

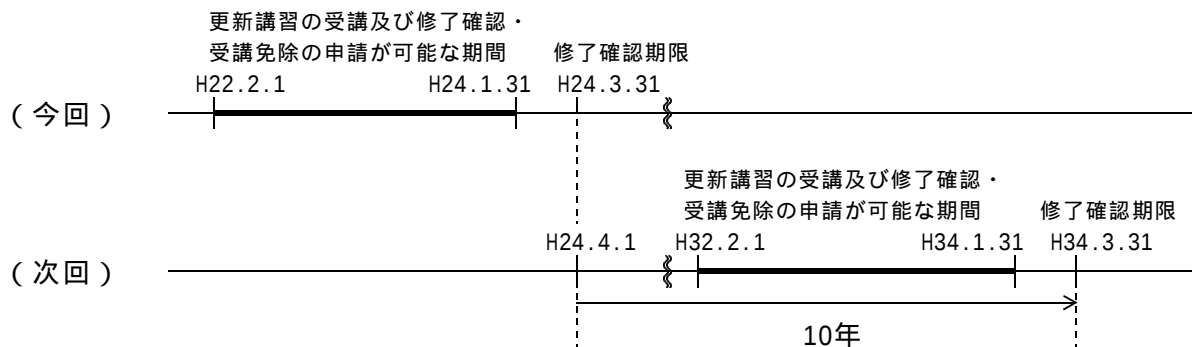
継続用紙は、管理簿の裏面をコピーして作成してください。

[例1] 昭和51年5月15日を生年月日とする教諭が、更新講習を修了し、更新講習修了確認申請を行った場合

- 修了確認期限 ... 平成24年3月31日
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ... 平成22年2月1日～平成24年1月31日

この期間内に（ 30時間以上の更新講習を受講・修了する
更新講習修了確認の申請を行う
ことが必要です ）

- 次回の修了確認期限
... 今回の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度末
= 平成34年3月31日



[記入例]

職員コード印		生年月日 昭和 51年 5月 15日		(1)	
1 当初の修了確認期限					
修了確認期限	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ※1	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)		
平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	EP	○ 修了確認	→「3 修了確認・免除申請」へ	
			○ 受講免除	→「2 延期申請」へ	
			○ 延期		

3 修了確認・免除申請					
申請年月日	申請内容(いずれかに○印)	次回修了確認期限 ※4	所属長 確認欄		
平成24年1月20日	○ 修了確認 受講免除(他の教員を指導する立場にある者等) 受講免除(平成23年3月31日が修了確認期限の者で、30時間の一部または全部について予備講習を履修した者)	平成34年3月31日	EP	→ 継続用紙の「1 当初の修了確認期限」へ	

継続用紙

職員コード印		生年月日 昭和 51年 5月 15日		(2)	
1 当初の修了確認期限					
修了確認期限	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ※1	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)		
平成34年3月31日	平成22年2月1日～平成34年1月31日	EP	○ 修了確認	→「3 修了確認・免除申請」へ	
			○ 受講免除	→「2 延期申請」へ	
			○ 延期		

2 更新講習受講免除の手続きを行った場合

項 目		留 意 事 項
1 当初の修了確認期限	手続きチェック	「受講免除」に○を記入してください。
3 修了確認・免除申請	申請年月日	
	申請内容	申請内容に応じて○を記入してください。
	次回修了確認期限	「免許状更新講習免除証明書」に記載された、次回の修了確認期限を記入してください。
	所属長確認	所属長が記入内容を確認し、押印してください。
(継続用紙) 1 当初の修了確認期限	修了確認期限	「免許状更新講習免除証明書」に記載された、次回の修了確認期限を記入してください。
	更新講習受講及び修了確認・受講免除の申請が可能となる期間	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請は、修了確認期限の2年2月前から2月前までの期間のみ可能となります。

○ 記入する箇所

[裏 面]

[illegible]

[繼續用紙]

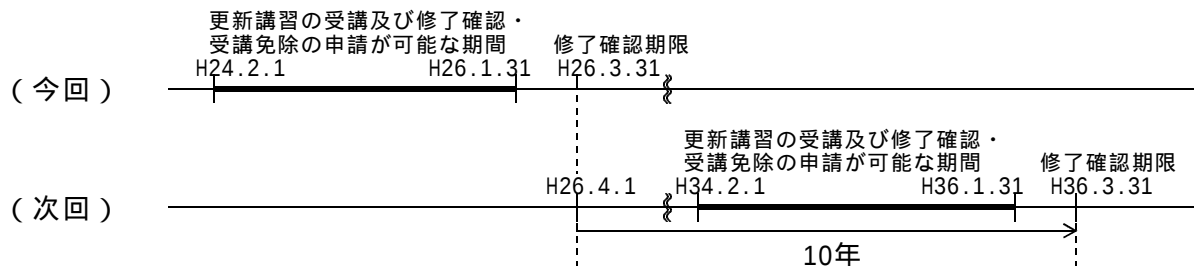
[illegible]

[例2] 昭和33年7月20日を生年月日とする教諭が、平成24年4月1日より教頭となり、更新講習受講免除申請を行った場合

- 修了確認期限 ... 平成26年3月31日
- 更新講習の受講及び修了確認等の申請が可能な期間
... 平成24年2月1日～平成26年1月31日

この期間内に免除の要件に該当する場合、更新講習受講免除の申請を行うことが可能です。

- 次回の修了確認期限
... 今回の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度末
= 平成36年3月31日



[記入例]

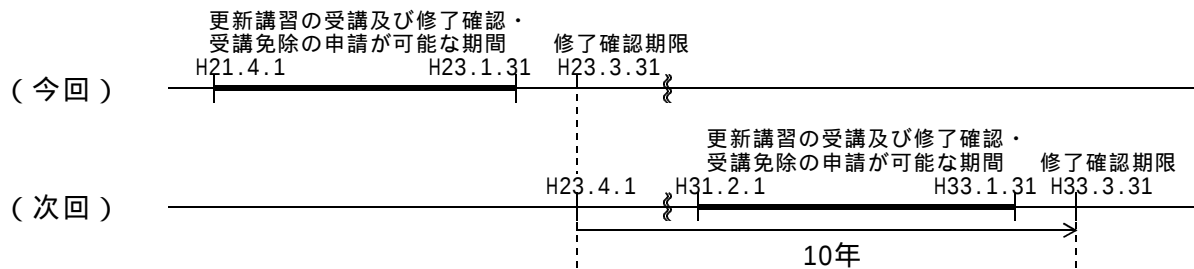
職員コード印		生年月日 昭和 33 年 7 月 20 日 平成		(1)	
1 当初の修了確認期限					
修了確認期限	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ※1	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)		
平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	印	修了確認 ○	→「3 修了確認・免除申請」へ	
			延期	→「2 延期申請」へ	
3 修了確認・免除申請					
申請年月日	申請内容(いずれかに○印)	次回修了確認期限 ※4	所属長 確認欄		
平成24年5月9日	○ 受講免除(他の教員を指導する立場にある者等) ○ 受講免除(平成23年3月31日が修了確認期限の者で、30時間の一部または全部について予備講習を履修した者)	平成36年3月31日	印	→ 継続用紙の「1 当初の修了確認期限」へ	

継続用紙

職員コード印		生年月日 昭和 33 年 7 月 20 日 平成		(2)	
1 当初の修了確認期限					
修了確認期限	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ※1	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)		
平成36年3月31日	平成34年2月1日～平成36年1月31日	印	修了確認 ○	→「3 修了確認・免除申請」へ	
			延期	→「2 延期申請」へ	

[例3] 昭和40年8月12日を生年月日とする教諭が、平成20年度に予備講習を12時間、平成21年度に更新講習を18時間受講し、更新講習受講免除申請を行った場合

- 修了確認期限 ... 平成23年3月31日
- 更新講習の受講及び修了確認等の申請が可能な期間
... 平成21年4月1日～平成23年1月31日
- 次回の修了確認期限
... 今回の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度末
= 平成33年3月31日



[記入例]

職員コード印		生年月日 (昭和) 40年8月12日 (平成)		(1)
1 当初の修了確認期限				
修了確認期限	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ※1	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)	
平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	(EP)	修了確認 ○	→「3 修了確認・免除申請」へ
			延期	→「2 延期申請」へ

3 修了確認・免除申請				
申請年月日	申請内容(いずれかに○印)	次回修了確認期限 ※4	所属長 確認欄	
平成23年1月1日	修了確認 ○ 受講免除(他の教員を指導する立場にある者等) 受講免除(平成23年3月31日が修了確認期限の者で、30時間の一部または全部について予備講習を履修した者)	平成33年3月31日	(EP)	→ 継続用紙の「1 当初の修了確認期限」へ

継続用紙

職員コード印		生年月日 (昭和) 40年8月12日 (平成)		(2)
1 当初の修了確認期限				
修了確認期限	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ※1	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)	
平成33年3月31日	平成31年2月1日～平成33年1月31日	(EP)	修了確認 ○	→「3 修了確認・免除申請」へ
			延期	→「2 延期申請」へ

3 修了確認期限延期の手続きを行った場合

項 目	留 意 事 項		
1 当初の修了確認期限	「延期」に○を記入してください。		
2 延期申請	申請年月日		
	延期申請の事由	延期事由に応じて必要事項を記入してください。	
		延期事由	記入する内容の例
		指導改善研修中であること	H21.4.1～H22.3.31 指導改善研修中
		休職または病気休暇、産休、育休、介護休暇の期間中であること	H27.9.9～H28.1.8 病気休暇
		地震、積雪、洪水等により交通が困難となっていること	H24.9.18～H24.12.10 洪水による交通途絶
		在外教育施設もしくは外国の教育施設等において教育に従事していること	H22.4.1～H24.3.31 在外派遣
		専修免許状の取得を目的として大学院等に在学していること	H23.4.1～H25.3.31 長期研修休業(大学院)
		教育職員として雇用された日から、修了確認期限までの期間が2年2月未満であること	H23.4.1 任用
		保有する最新の免許状の授与の日から、修了確認期限までの期間が10年未満であること	H18.6.30 高等学校教諭1種免許状(情報)授与
		初回の修了確認期限が平成23年3月31日である者で、平成22年12月31日までに講習の課程を修了していないこと	H22.12.31 更新講習未修了
	その他	(事由に応じて記入)	
延期後の修了確認期限	「更新講習修了確認期限延期証明書」に記載された、次回の修了確認期限を記入してください。		
更新講習受講及び修了確認・受講免除の申請が可能となる期間	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請は、修了確認期限の2年2月前から2月前までの期間のみ可能となります。		
所属長確認	記入内容を確認のうえ押印してください。		

○ 記入する箇所

[裏 面]

The image shows 10 empty grid-in response bubbles, numbered 1 through 10. Each bubble is a rectangular box containing a grid of smaller boxes for writing answers. The grids vary in size and shading:

- Bubble 1: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.
- Bubble 2: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.
- Bubble 3: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.
- Bubble 4: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.
- Bubble 5: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.
- Bubble 6: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.
- Bubble 7: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.
- Bubble 8: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.
- Bubble 9: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.
- Bubble 10: A single row of 5 boxes. The 4th box is shaded gray.

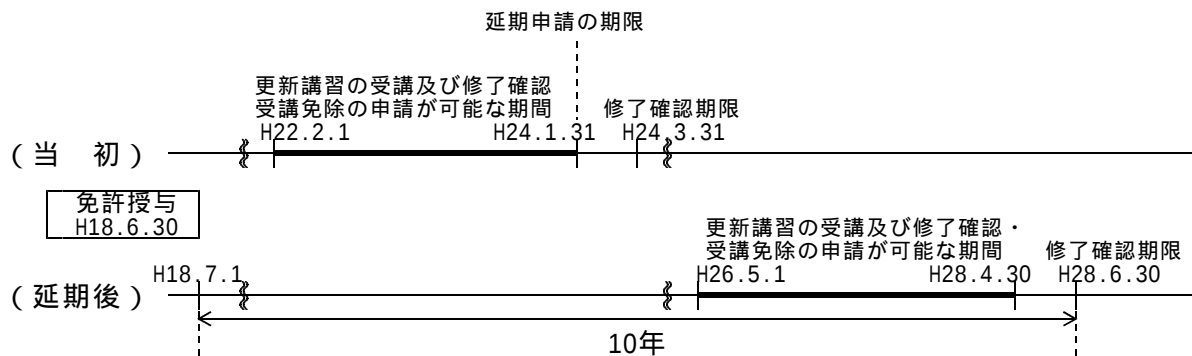
[例4] 昭和41年9月12日を生年月日とする教諭で、高等学校教諭一種免許状(数学)の授与年月日が平成6年3月31日、高等学校教諭一種免許状(情報)の授与年月日が平成18年6月30日である方が、修了確認期限延期申請を行った場合

<延期前>

- 修了確認期限 ... 平成24年3月31日
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ... 平成22年2月1日～平成24年1月31日
- 修了確認期限延期の申請が可能な期間...平成24年1月31日まで
- 延期可能な期間...最新の免許状の授与日の翌日(平成18年7月1日)から起算して10年の範囲内 = 平成28年6月30日まで延期可能

<延期後>

- 修了確認期限 ... 平成28年6月30日(可能な限り延期した場合)
- 更新講習の受講及び修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ... 平成26年5月1日～平成28年4月30日



[記入例]

職員コード印	生年月日	(1)
	昭和 平成 41 年 9 月 12 日	

1 当初の修了確認期限

修了確認期限	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能な期間 ※1	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)
平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	(印)	☒ 修了確認 → 「3 修了確認・免除申請」へ ☐ 受講免除 ☐ 延期 → 「2 延期申請」へ

2 延期申請

申請年月日 ※修了確認期限の 2月前までに申請	延期申請の事由 ※2	延期後の修了確認期限 ※3	更新講習受講および 修了確認・受講免除 の申請が可能なとなる 期間 ※1	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)
平成22年4月23日	H18.6.30 高等学校教諭一種免許状 (情報) 授与	平成28年6月30日	H26年5月1日 ? H28年4月30日 年 月 日	(印)	☒ 修了確認 → 「3 修了確認・免除申請」へ ☐ 受講免除 ☐ 延期 → 次の行へ ☐ 修了確認 → 「3 修了確認

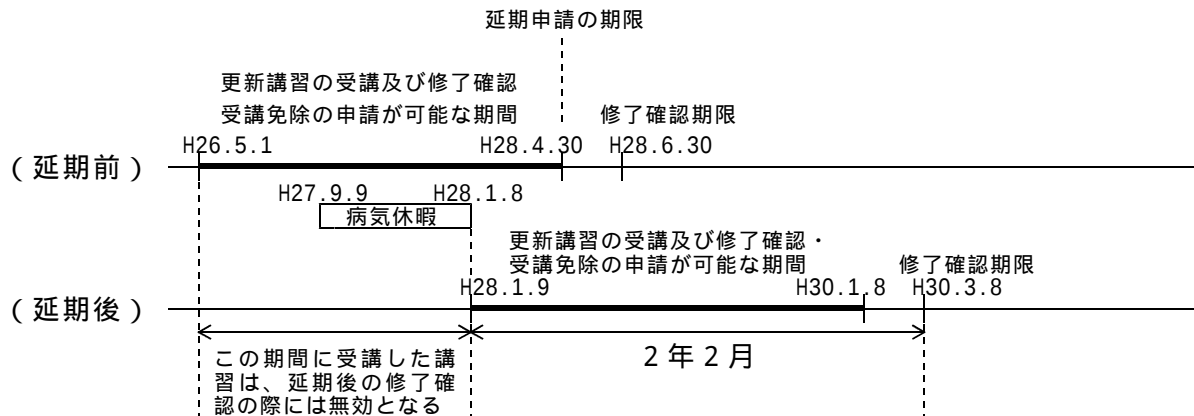
[例5] 上記[例4]の教諭が、平成27年9月9日から平成28年1月8日にかけて病気休暇を取得し、修了確認期限延期申請を再度行った場合

<延期前>

- 修了確認期限 ... 平成28年6月30日
- 更新講習の受講及び修了確認等の申請が可能な期間
... 平成26年5月1日～平成28年4月30日
- 修了確認期限延期の申請が可能な期間... 平成28年4月30日まで
- 延期可能な期間 ... 延期の事由がなくなった日(平成28年1月9日)から起算して2年2月の範囲内 = 平成30年3月8日まで延期可能

<延期後>

- 修了確認期限 ... 平成30年3月8日(可能な限り延期した場合)
- 更新講習の受講及び修了確認等の申請が可能な期間
... 平成28年1月9日～平成30年1月8日



この場合、免許状更新講習を受講することができる期間は、延期後の修了確認期限までの2年2月となります。このため、病気休暇以前に(例えば、平成26年8月に)講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできなくなりますのでご注意ください。

[記入例]

職員コード印		生年月日		(1)	
		昭和 41年9月2日 平成			
1 当初の修了確認期限					
修了確認期限	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ※1	所属長確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)		
平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	印	☐ 修了確認 → 「3 修了確認・免除申請」へ ☒ 延期 → 「2 延期申請」へ		
2 延期申請					
申請年月日 ※修了確認期限の2月前までに申請	延期申請の事由 ※2	延期後の修了確認期限 ※3	更新講習受講および修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ※1	所属長確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)
平成22年4月23日	H18.6.30 高等学校教諭一種免許状(情報)授与	平成28年6月30日	H26年5月1日 H28年4月30日	印	☐ 修了確認 → 「3 修了確認・免除申請」へ ☒ 延期 → 次の行へ
平成28年4月11日	H27.9.9～H28.1.8 病気休暇	平成30年3月8日	H28年1月9日 H30年1月8日	印	☐ 修了確認 → 「3 修了確認・免除申請」へ ☒ 延期 → 次の行へ

- 4 延期期間変更の手続きを行った場合
修了確認期限延期の手続きを行った場合と同様に記入してください。(33ページ参照)
- 5 更新講習修了確認期限後確認の手続きを行った場合
更新講習を受講し、更新講習修了確認の手続きを行った場合と同様に記入してください。(28ページ参照)

免許更新制 Q & A

1 受講対象者について

Q 1 免許の更新に必要な講習は、誰でも受けられるのですか。

A 1 講習が受講できるのは、教員、採用内定者のほかに、過去に教員として勤務した経験がある者、臨時任用（または非常勤）教員リスト登載者などです。
教員でなく、また教員になる予定もない方は、免許状を持っていても受講できません。

Q 2 幼稚園教員の免許を持っている保育所の保育士は講習を受講できますか。

A 2 幼稚園教諭免許状と保育士資格を両方持っている方が多いことや、認定こども園において勤務する場合は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を持つ必要が求められていることから、幼稚園教諭免許状をお持ちの方で、認定こども園で保育士として勤務している場合や、勤務する保育所の設置者が、幼稚園も運営している場合は、更新講習の受講が認められます。

Q 3 教員免許を持っている実習助手や栄養職員などは講習を受講できますか。

A 3 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員や養護職員は、すべて教諭と連携しつつ、幼児・児童・生徒の指導に日常的に関わる点において、教諭、養護教諭、栄養教諭に準ずる職務にあると考えられます。よって、これらの者で教員免許を持っている者についても希望すれば講習を受講できます。

2 更新講習について

Q 4 免許状更新講習の内容を教えてください。

A 4 更新講習の内容は、以下の2つの内容に分かれています。

< 教育の最新事情に関する事項 >

「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」を内容とします。

< 教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項 >

各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導など、幼児・児童・生徒に対する指導に係る各論的な内容を中心に扱います。

Q 5 受講者はどのように講習を選択すればいいのですか？受講申込みは受講者本人が大学に対して行うのですか？

A 5 講習の開設者には、主な受講対象者を明示の上で講習を開設していただき、その対象者のニーズにあった講習を実施していただきます。文部科学省のホームページにも必要な情報を掲載した更新講習一覧を設けたいと考えています。
なお、受講の申し込みなどの手続きについては、基本的には教員の方個人に行っていただくこととなります。

Q 6 複数の免許を持っている場合、どの免許状の有効期間をもとに、また、どの免許状の種類をもとに更新講習を受講すればよいのですか。

A 6 新免許状の場合、持っている免許状の有効期限のうちもっとも遅いものがすべての免許の有効期限となり、基本的には複数の免許状を持っていたとしても1回の更新講習の修了で全ての免許状が更新されることとなります。また、更新制導入前に免許の授与を受けた方についても、最も遅く授与された免許状の授与の10年後まで、申請により期限を延期できます。いずれも1回の更新講習の修了により次の10年間すべての免許状が有効に使えることとなります。

特別支援学校教諭免許状については、基礎免許状を対象とした30時間の講習の修了のみをもって有効期間の更新が認められます。ただし、特別支援学校の教諭の免許状を持つ方については、なるべく特別支援学校教諭向けの講習を受講することが望ましいと考えています。

養護教諭免許状及び栄養教諭免許状の場合、教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項については、それぞれ養護教諭向け、栄養教諭向けの更新講習の受講が必要となります。

なお、どの講習を受講すべきかについては、講習の開設者に主な受講対象者を明示していただいた上、実際に担当している教科などを踏まえ、受講者本人に選択していただくこととなります。

Q 7 講習は、出身大学で受講しなければならないのですか。または、勤務する学校のある都道府県内の大学でしか受講できないのですか。

A 7 更新講習はどこの大学で受講していただいてもかまいません。各人の課題認識に合った更新講習を選択していただきたいと思います。

3 有効期間（修了確認期限）

Q 8 旧免許状を持つ者の最初の修了確認期限については、具体的にどう設定するのですか。

A 8 旧免許状を持っている方の最初の修了確認期限（更新講習を修了し、都道府県教育委員会の確認を受けなければいけない期限。）は、生年月日などに応じて省令に定められています。省令の内容は、例えば、平成23年3月31日が初回の修了確認期限となるのは、その日に35歳、45歳、55歳である方、次の平成24年3月31日が初回の修了確認期限となるのは、その日に35歳、45歳、55歳である方、という形で、平成31年度までの間にすべての旧免許状を持っている方に修了確認期限が割り振られています。

Q 9 平成15年に免許状の授与に必要な資格を取得しましたが、免許状授与の申請を行っていませんでした。その後、平成23年に免許状授与の申請を行い、免許状を授与された場合は、その免許状の有効期間はどの時点から数えて10年後ですか。

A 9 免許状の有効期間は、免許状の授与に必要な教職課程の単位と学位を取得した時点から起算することになります。つまり、この場合においては平成15年から10年後の年度末が有効期間の満了日となります。

Q 10 免許状の有効期間の延長はどのような場合に認められるのですか。

A 10 出産、災害や海外派遣などの事情がある場合に延長できることとなっています。

Q 11 特別支援学校教員免許状に、新たな領域の追加をした場合、有効期間が変更されますか。

A 11 有効期間は免許の「授与」の日から10年後の年度末までですから、特別支援領域の追加によって有効期間が変更されることはありません。また、旧免許状についても、領域の追加によって修了確認期限が延期されることはありません。

4 免除

Q 12 免許更新講習の受講が免除されるのはどのような人ですか？

A 12 文部科学大臣優秀教員表彰または兵庫県教育委員会優秀教職員表彰において、各教科の指導法または生徒指導など、持っている免許状に関する知識技能が優秀であるとして表彰を受けた方や、校長、副校長など教員を指導する立場にある方が免除対象者です。

Q 13 優秀教員表彰を若くして受けた場合、講習を2回あるいは3回と免除となるのですか。

A 13 優秀教員表彰を受けた後の1回のみが免除の対象となる予定です。

Q 14 受講の免除者は更新講習の受講が免除されるだけであって、別に都道府県教育委員会への更新の申請を行わなければいけないのでしょうか？

A 14 そのとおりです。免除対象者であるということは、単に更新講習の受講・修了が免除されるということの意味し、免許管理者に更新の申請を行っていただくことが必要なことは同様です。

5 更新

Q 15 免許状を紛失しているのですが、更新できますか。

A 15 免許状を紛失した場合でも、更新の手続時に授与証明などを添えて申請することにより、免許状の有効期間の更新や更新講習修了確認は可能です。

Q 16 免許状の氏名が旧姓のままですが、更新できますか。

A 16 可能です。旧姓のまま免許状の有効期間を更新することができます。申請書には現在の姓を表記して申請していただくこととなります。

Q 17 免許状の更新手続を行う場合は都道府県教育委員会ならどこでも更新の申請をして良いのでしょうか？

A 17 更新の申請は免許管理者に行うことになります。現職教員などである場合は勤務地の都道府県教育委員会、現職教員以外の方は住所地の都道府県教育委員会になります。

6 授与・失効

Q 18 教員採用後に、新たな所要資格を取得して免許状を授与されれば、更新講習を受講すること無く退職する場合がありますということですか。

A 18 そのとおりです。新たな免許状の授与によって、教員に必要な最新の知識技能を修得しなおしたと認められますので、全ての免許状の有効期間が、最も遅く満了することとなるものに統一されることになります。免許状を授与され続ければ、更新なく退職する場合もあります。

Q 19 免許状が失効した場合、また大学に入学して単位を取り直さなければならないのでしょうか。

A 19 免許状が失効した場合でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはなりません。よって、改めて大学で教職課程を受講する必要はなく、更新講習を受講・修了するだけで、改めて免許状の授与を受けることができます。

Q 20 旧免許状を持っている場合、教員として働いている者と働いていない者の免許状の扱いはどのように違うのでしょうか。

A 20

< 現職教員の場合 >

修了確認を受けられず、免許状が失効した場合はその免許状を免許管理者に返納する必要があります。

単位と学位は引き続き活用できますので、その後、更新講習を修了すれば、新免許状が取得できます。

< 現職教員以外の者の場合 >

修了確認の義務が課されていないため、修了確認期限を過ぎても免許状は失効しませんが、そのままでは教壇に立つことはできません。

修了確認期限を過ぎた後は教壇に立つためには更新講習を修了することが必要となります。

7 採用・失職

Q 21 講師などの任用に当たって、教員免許状が有効であることが条件となると、急に教員を採用する必要がある場合に対応することができるか心配です。

A 21 臨時任用教員リストなどに登載されれば講習を受講できることとなりますので、任命権者において、リスト登載者に講習の受講を促すことなどが考えられます。なお、通信制による講習の開設など、受講しやすい環境を整備するため検討を進めてまいります。

Q 22 教員が定年退職後、再任用を希望する場合は、どうすればよいのですか。

A 22 旧免許状を持っている方の場合は修了確認期限前、新免許状を持っている方の場合は有効期間の満了前であれば、免許状は有効であり、そのまま再任用が可能です。ただし、修了確認期限を経過している方や有効期間の満了によって免許状が失効している方は、更新講習を受講し、修了する必要があります。

Q 23 免許状更新講習の修了認定が受けられなかった場合、教員は失職するのですか。

A 23 教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。

8 その他

Q 24 講習を受ける際のサービスの取扱いはどうになるのでしょうか。

A 24 免許状の有効期間の更新は個人の資格にかかるものですが、サービス監督権者の判断で職務専念義務を免除することはできると考えます。ただし、授業時間のある時間帯において職務専念義務を免除することは適切でないと考えております。

資料

- 1 様式集（旧免許状所持者用）
 - ・更新講習修了確認申請書（様式第18号）
 - ・更新講習修了確認期限後確認申請書（様式第19号）
 - ・更新講習修了確認期限延期申請書（様式第20号）
 - ・更新講習受講免除申請書（様式第21号）
- 2 教員免許状管理簿様式（旧免許状所持者用）
- 3 修了確認期限一覧表（旧免許状所持者用）

更新講習修了確認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所

(ふりがな)

氏 名 印

電 話 (.....) - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

備考 1 免許状を有することを証する書類（免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）等）を添付してください。

2 講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書を添付してください。

更新講習修了確認期限後確認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所

(ふりがな)

氏 名 印

電 話 (.....) - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を受けることを申請します。

記

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

備考 1 免許状を有することを証する書類 (免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書 (前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書) 等) を添付してください。

2 講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書を添付してください。

更新講習修了確認期限延期申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所

(ふりがな)

氏 名

電 話 () - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

私は、下記 2 の免許状を有しており、下記 1 のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 4 項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第 9 号) 附則第 7 条に規定する事由に該当するため、同令附則第 9 条第 1 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 4 項の規定により、 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期を受ける事由

2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

3 延期前の修了確認期限 年 月 日

上記の者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 4 項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第 9 号) 附則第 7 条に規定する事由に該当することを証明します。
年 月 日

証明責任者

備考 免許状を有することを証する書類 (免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書 (前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書) 等) を添付してください。

兵庫県収入証紙
はりつけ欄

更新講習受講免除申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

（郵便番号 - ）

住 所

（ふりがな）

氏 名

印

電 話（ ） - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務（予定）学校・機関名

職 名

私は、下記 2 の免許状を有しており、下記 1 のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第 9 号）附則第10条第 1 項に規定する者に該当するため、同令附則第 9 条第 1 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 5 項括弧書の規定により、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

1 免除を受ける事由

2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第 9 号）附則第10条第 1 項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

証明責任者

印

備考 免許状を有することを証する書類（免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）等）を添付してください。

(旧免許状所持者用)

(年 月 日作成)

[illegible]

本籍地
(都道府県名又は国籍のみ)

生 年 月 日			
昭和	年	月	日
平成			

氏名	
改氏名	
改氏名	
改氏名	

旧氏名		旧本籍地
旧氏名		旧本籍地

[illegible]

1 当初の修了確認期限

修了確認期限	更新講習受講及び修了確認・受講免除の申請が可能となる期間 ¹	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)	
年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日		修了確認 受講免除 延期	→「3 修了確認 ・免除申請」へ →「2 延期申請」へ

2 延期申請

申請年月日 修了確認期限の 2月前までに申請	延期申請の事由 ²	延期後の 修了確認期限 ³	更新講習受講及び修了 確認・受講免除の申 請が可能となる期間 ¹	所属長 確認欄	手続チェック欄 (いずれかに○印)	
年 月 日		年 月 日	年 月 日 、 年 月 日		修了確認 受講免除 延期	→「3 修了確認 ・免除申請」へ →次の行へ
年 月 日		年 月 日	年 月 日 、 年 月 日		修了確認 受講免除 延期	→「3 修了確認 ・免除申請」へ →次の行へ
年 月 日		年 月 日	年 月 日 、 年 月 日		修了確認 受講免除 延期	→「3 修了確認 ・免除申請」へ →次の行へ
年 月 日		年 月 日	年 月 日 、 年 月 日		修了確認 受講免除 延期	→「3 修了確認 ・免除申請」へ →次の行へ
年 月 日		年 月 日	年 月 日 、 年 月 日		修了確認 受講免除 延期	→「3 修了確認 ・免除申請」へ →次の行へ

3 修了確認・免除申請

申請年月日	申請内容(いずれかに○印)	次回修了 確認期限 ⁴	所属長 確認欄	
年 月 日	修了確認 受講免除(他の教員を指導する立場にある者等) 受講免除(平成23年3月31日が修了確認期限の者で、30 時間の一部又は全部について予備講習を履修した者)	年 月 日		→ 継続用紙の 「1 当初の修了確認期限」へ

(注) 1 更新講習受講及び修了確認・受講免除の申請は、修了確認期限の2年2月前から2月前までの期間のみ可能となります。(平成23年3月31日が修了確認期限の方については、平成21年4月1日～平成23年1月31日までの期間となります。)

2 「延期申請の事由」欄については、延期の事由に応じて、下表を参考に記入してください。

延期事由	「延期申請の事由」欄に記入する内容の例	(参考)修了確認期限の延期期間
指導改善研修中であること	H21.4.1～H22.3.31 指導改善研修	延期の事由がなくなった日から起算して2年2月を超えない範囲内
休職または病気休暇、産休、育休、介護休暇の期間中であること	H27.9.9～H28.1.8 病気休暇	
地震、積雪、洪水等により交通が困難となっていること	H24.9.18～H24.12.10 洪水による交通途絶	
在外教育施設もしくは外国の教育施設等において教育に従事していること	H22.4.1～H24.3.31 在外派遣	
専修免許状の取得を目的として大学院等に在学していること	H23.4.1～H25.3.31 長期研修休業(大学院)	雇用された日から起算して2年2月の範囲内
教育職員として雇用された日から、修了確認期限までの期間が2年2月未満であること	H29.4.1 任用	
保有する最新の免許状の授与の日から、修了確認期限までの期間が10年未満であること	H18.6.30 高等学校教諭1種免許状(情報)授与	保有する最新の免許状の授与日の翌日から起算して10年の範囲
初回の修了確認期限が平成23年3月31日である者で、平成22年12月31日までに講習の課程を修了していないこと	H22.12.31 更新講習未修了	2月の範囲内
その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。	(事由に応じて記入)	延期の事由がなくなった日から起算して2年2月を超えない範囲内

3 延期後の修了確認期限については、「修了確認期限延期証明書」に記載された、次回の修了確認期限を記入してください。

4 次回修了確認期限は、「更新講習修了確認証明書」又は「免許状更新講習免除証明書」に記載された、次回の修了確認期限を記入してください。

異動年月日	所属名	職名	異動年月日	所属名	職名	異動年月日	所属名	職名

修了確認期限一覧表（旧免許状所持者用）

1 栄養教諭免許状を所持していない場合

旧免許状所持者で、栄養教諭免許状を所持していない方には、表1のとおり生年月日に応じて修了確認期限が割り振られます。

平成23年3月31日時点で56歳以上の方については最初の修了確認期限が割り振られないため、その後更新講習を受講する必要はなく、修了確認等の手続きをしなくても、免許状は生涯有効となります。

ただし、**栄養教諭免許状を所持する方**については、表2のとおり**栄養教諭免許状の授与日に応じて最初の修了確認期限が割り振られ、講習を受講することが必要となります**ので注意してください。

教諭、養護教諭等の職にある方でも、栄養教諭免許状を所持している方については、表2のとおり**栄養教諭免許状の授与日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます**ので注意してください。

表1

受講対象者の生年月日			最初の修了 確認期限	更新講習受講及び修了確認・ 受講免除の申請が可能となる期間
S30.4.2～S31.4.1	S40.4.2～S41.4.1	S50.4.2～S51.4.1	H23.3.31	H21.4.1～H23.1.31
S31.4.2～S32.4.1	S41.4.2～S42.4.1	S51.4.2～S52.4.1	H24.3.31	H22.2.1～H24.1.31
S32.4.2～S33.4.1	S42.4.2～S43.4.1	S52.4.2～S53.4.1	H25.3.31	H23.2.1～H25.1.31
S33.4.2～S34.4.1	S43.4.2～S44.4.1	S53.4.2～S54.4.1	H26.3.31	H24.2.1～H26.1.31
S34.4.2～S35.4.1	S44.4.2～S45.4.1	S54.4.2～S55.4.1	H27.3.31	H25.2.1～H27.1.31
S35.4.2～S36.4.1	S45.4.2～S46.4.1	S55.4.2～S56.4.1	H28.3.31	H26.2.1～H28.1.31
S36.4.2～S37.4.1	S46.4.2～S47.4.1	S56.4.2～S57.4.1	H29.3.31	H27.2.1～H29.1.31
S37.4.2～S38.4.1	S47.4.2～S48.4.1	S57.4.2～S58.4.1	H30.3.31	H28.2.1～H30.1.31
S38.4.2～S39.4.1	S48.4.2～S49.4.1	S58.4.2～S59.4.1	H31.3.31	H29.2.1～H31.1.31
S39.4.2～S40.4.1	S49.4.2～S50.4.1	S59.4.2～	H32.3.31	H30.2.1～H32.1.31

2 栄養教諭免許状を所持している場合

栄養教諭免許状のみ所持している方、または**栄養教諭免許状とそれ以外の旧免許状をあわせて所持している方**には、栄養教諭免許状の授与日に応じて表2のとおり修了確認期限が割り振られます。

表2

栄養教諭免許状を 授与された日	最初の 修了確認期限	更新講習受講及び修了確認・ 受講免除の申請が可能となる期間
H18.3.31以前	H28.3.31	H26.2.1～H28.1.31
H18.4.1～H19.3.31	H29.3.31	H27.2.1～H29.1.31
H19.4.1～H20.3.31	H30.3.31	H28.2.1～H30.1.31
H20.4.1～H21.3.31	H31.3.31	H29.2.1～H31.1.31